様式第２号（第３条関係）

公文書開示決定通知書

３０危管第３２５２号
平成３０年１２月２１日

木野　龍逸　様

福島県知事

平成３０年１１月９日付けで請求のあった公文書の開示について、福島県情報公開条例第１１条第１項の規定により、次のとおり開示することを決定したので通知します。

公文書の件名	別紙のとおり
開示の日時	送付
開示の場所	
開示の方法	写しの送付により開示を実施します。
担当課（所）	危機管理部原子力安全対策課 電話番号（０２４）５２１－８０５４
備考	

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考

１　公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

２　指定された開示の日時に都合が悪いときは、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

別紙

No.	公文書の件名
1	東京電力㈱原子力発電所耐震安全性再評価中間報告に係る対応（原子力安全対策グループ）
2	東京電力㈱原子力・立地本部副本部長他の来庁について（平成２０年３月２８日　福島県原子力安全グループ）
3	東京電力㈱原子力発電所耐震安全性再評価中間報告について（平成２０年３月３１日　原子力安全グループ）
4	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性評価中間報告対応記録（rev２）
5	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性確保状況の説明について（依頼） ２０県安第７６号　平成２０年４月４日
6	平成２０年度第１回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の開催について（通知） ２０原技第２号　平成２０年４月４日
7	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性確保状況の説明について（依頼） ２０県安第４７９号　平成２０年５月９日
8	平成２０年度第２回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の開催について（通知） ２０原技第６号　平成２０年５月９日
9	福島第一及び福島第二原子力発電所耐震安全性再評価中間報告に関する質問（平成２０年度第２回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会）　平成２０年５月２６日

ページ数

No.	公文書の件名	黒	ｶﾗｰ	判
1	東京電力㈱原子力発電所耐震安全性再評価中間報告に係る対応（原子力安全対策グループ）	1		A4
2	東京電力㈱原子力・立地本部副本部長他の来庁について（平成２０年３月２８日　福島県原子力安全グループ）	1		A4
3	東京電力㈱原子力発電所耐震安全性再評価中間報告について（平成２０年３月３１日　原子力安全グループ）	1		A4
4	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性評価中間報告対応記録（rev２）	1		A4
5	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性確保状況の説明について（依頼） ２０県安第７６号　平成２０年４月４日	1		A4
6	平成２０年度第１回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の開催について（通知） ２０原技第２号　平成２０年４月４日	1		A4
7	福島第一・第二原子力発電所の耐震安全性確保状況の説明について（依頼） ２０県安第４７９号　平成２０年５月９日	1		A4
8	平成２０年度第２回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会の開催について（通知） ２０原技第６号　平成２０年５月９日	1		A4
9	福島第一及び福島第二原子力発電所耐震安全性再評価中間報告に関する質問（平成２０年度第２回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会）　平成２０年５月２６日	3		A4
		11	0	11